

## 千葉県路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例第14条に規定する事務の取扱いに関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、別に定めがあるもののほか、千葉県路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成22年千葉県条例第100号。以下「条例」という。）第14条に規定する事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (過料処分に係る処分基準)

第2条 条例第14条に規定する過料の処分（以下「過料処分」という。）に係る処分基準は、次のとおりとする。

(1) 過料処分は、条例第9条第2項又は第3項の規定に違反したすべての者に対して行うものとする。ただし、当該違反した者について、意思能力の欠如その他条例第9条第2項又は第3項の規定による命令に違反したことについて、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

(2) 過料処分に係る過料の額は、2,000円とする。

### 附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。